

令和7年4月1日
庁 議 資 料
危機管理防災局

新 危 対 第 1 号
令和7年4月1日

教育長
公営企業管理者
各部・各区長
会計管理者 様
消防局長
行政委員会事務局長

副市長 野島 晶子
副市長 井崎 規之
(担当：危機対策課)

災害時における災害対策統括本部員の新設について（依命通達）

本市では、令和6年能登半島地震を踏まえ、全庁をあげて災害初期対応の検証を行い、抽出した課題の改善に向けた取組を進めているところである。

災害対策本部においては、各対策部間の調整に時間を要したという課題があったことから、迅速かつ円滑な災害対応を行うため、災害対策本部規程を改正し、新たに災害対策統括本部員を置き、危機管理監を充て、他の本部員に指示できることとした。

貴職は、この度の見直しの趣旨を理解し、迅速かつ円滑な災害対応を行うとともに、部下職員に周知、徹底するよう命により通達する。

記

- 1 新潟市災害対策本部規程の主な改正内容について
別紙のとおり

1 新潟市災害対策本部規程の主な改正内容について

(災害対策統括本部員)

第4条 本部に災害対策統括本部員（以下「統括本部員」という。）を置く。

2 統括本部員は、危機管理監をもって充てる。

3 統括本部員は、本部長又は副本部長の命を受け、災害対策本部員に対し、災害応急対策に関する指示を行うことができる。

4 前項の規定にかかわらず、緊急の場合その他統括本部員が必要と認めるときは、本部長又は副本部長の命を受けなくても、前項に規定する指示を行うことができる。
この場合において、当該指示は、本部長又は副本部長の命を受けたものとみなす。

(災害対策本部員)

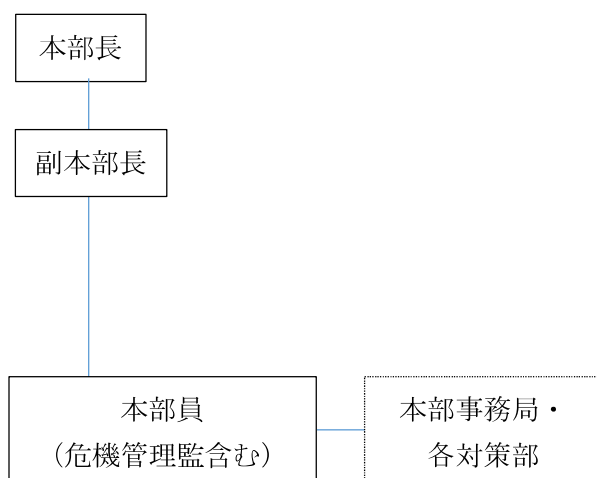
第5条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表に掲げる者をもって充てる。

2 本部員は、前条第3項又は第4項の規定に基づく統括本部員の指示があった場合には、その指示に従うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急の場合その他本部員が必要と認めるときは、前項に規定する指示がなくても、本部員に付与された権限の範囲内において、災害対応を行うことができる。

【改正イメージ】

<従来の体制>



<見直し後>

